

発議第 2 号

「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

贊 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書

厚生労働省は、症状が比較的軽い要支援者向けに実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、「本人の希望」と「自治体の判断」を前提に、すべての要介護者まで拡大する省令「改正」(2021年4月施行)をめざしている。

同省は当初、要支援者の状態が低下して要介護者になると、総合事業の本来の対象から外れるため、自治体から見直しの要望があったと説明した。しかし、その後、「対象は要介護1～5の全体」まで拡大されることが明らかになった。

同省は省令「改正」に向けた意見公募を実施したが、寄せられた意見の大部分を対象拡大への反対意見が占め、「認知症の人と家族の会」は、「要介護者の保険給付外しに道を拓くことが強く懸念される、極めて危険な内容」との緊急声明を発表している。

2014年の法改正で、要支援者が介護給付から自治体が行う「総合事業」が導入され、自治体によっては、介護保険で受けられる「生活援助」から有償ボランティアによる“家事支援”への切り替えを迫られる例も生まれ、要支援の認定者が従来相当のサービスを受けられない事態が広がった。

「総合事業」は、市町村の裁量で実施され、提供されるサービスの種類や量もそれぞれの自治体任せであり、サービス単価は介護保険給付より低く設定され、予算にも国から上限がかけられている。今回の見直しで「総合事業」の予算の上限は変わらない。予算を増やすさずに要介護者まで受け入れるようになれば、自治体の介護の財政がいっそう悪化するのは明らかだ。

見直すべきは、利用者のサービス選択権の保障、要支援認定者が従来相当サービスを利用できるようにすること、介護従事者の処遇改善、事業者の経営の安定と、これらを保障するための国庫負担の引き上げである。

今回、政府がすすめる省令「改正」は、「サービス多様化」で介護利用者の給付を切り捨て、自助・互助への置き換えをいっそうすすめる改悪となることが懸念されるため撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月14日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正人

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣